

社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会筑穂支所
保健福祉総合センター通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業
運営規程

(事業の目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会が運営する指定通所介護事業所及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業所(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項等を定め、事業所の生活相談員、看護職員および介護職員等の従事者(以下、「従事者」という。)が利用者の心身機能の維持向上並びに家族の身体的・精神的負担の軽減および社会的孤立感の解消を図るため、要支援、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の運営方針については、次のとおりとする。

- (1) 事業所の従事者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話および機能訓練等を行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称
・社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会筑穂支所保健福祉総合センター通所介護事業所
・社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会筑穂支所保健福祉総合センター予防通所介護事業所
- (2) 所在地 福岡県飯塚市長尾911番地1

(職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従事者にこの規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者に応じて通所介護計画及び介護予防通所介護計画を作成し、利用者またはその家族に対しその内容等について説明を行う。また、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者またはその家族に対し、相談援助等の生活指導等を行う。
- (3) 介護職員 1名以上
指定基準の定めにより増員する。介護職員は、介護の提供に当たる。
- (4) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康状態に注意するとともに、健康維持のために適切な措置をとる。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
ただし、機能訓練指導員は、看護職員を兼務するものとする。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供時間は午前9時30分から午後4時とする。

(定員)

第6条 定員の上限は次のとおりとする。

50名

(内容および利用料等)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は別表のとおりとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活指導(相談、援助等)
- (4) レクリエーション
- (5) 機能訓練
- (6) 健康チェック
- (7) 送迎
- (8) 運動器機能向上訓練
- (9) 口腔機能訓練

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用は利用者の負担とする。

- (1) 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対してサービスを提供する場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道距離1kmにつき10円の交通費を徴収する。
- (2) 利用者の選定により、指定通所介護及び指定介護予防通所介護に通常要する時間を超えるサービスを提供した場合の、通常の指定通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額または居宅介護サービス費用基準額を超える費用。
- (3) その他指定通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業において提供される援助のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明し、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 その他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収する。

5 利用料について支払いが困難な状況が生じた場合は、利用者等と管理者が協議のうえ、減額または免除することができる。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、飯塚市、嘉麻市、桂川町とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は指定通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

- (1) 伝染性疾患、慢性疾患等患者で、特別の注意が必要な利用者は、管理者に対しあらかじめ申し出なければならない。
- (2) 指定された日に利用できなくなった利用者は、当日の8時30分までに事業所へ連絡しなければならない。
- (3) 入浴サービスを利用する際は、本人の健康状態に基づく看護師の指示に従わなければならない。また、でき得る限り利用者自らがその健康状態の把握に努めるものとする。

(緊急時における対処方法)

第10条 緊急時における対処方法は、次のとおりとする。

- (1) 従事者は、指定通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、管理者に報告するとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じなければならない。
- (2) 利用者に対する指定通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業のサービス提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害対策については、次のとおりとする。

- (1) 非常の災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気、消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。
- (2) 非常災害時には指定通所介護事業及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業を取りやめるものとする。

(衛生管理対策)

第12条 事業所は、感染症が発生またはまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

(秘密の保持)

第13条 職員による秘密保持については、次の通りとする。

- (1) 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- (2) 職員であった者に業務上知り得た秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用契約の内容とする。
- (3) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づき国が示した指針「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取扱いの為のガイダンス」に即して行うものとする。

(苦情処理)

第14条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情の記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」による。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用を含む)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のため指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するために担当者を配置する。

(身体拘束等の適正化の更なる推進のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化の更なる推進のため委員会(テレビ電話装置等の活用を含む)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化の更なる推進のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化の更なる推進のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するために担当者を配置する。

(その他運営に関する事項)

第17条 事業の社会的使命を充分認識し、常に職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

(委任)

第18条 この規程に定める事項の他、事業の運営に関する重要事項は飯塚市社会福祉協議会会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年3月24日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年7月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年8月1日から施行する。

この規定は、平成30年9月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和 2年4月1日から施行する。

この規定は、令和 3年4月1日から施行する。

この規定は、令和 4年4月1日から施行する。

社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会筑穂支所
保健福祉総合センター通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業

重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定通所介護事業所及び介護予防・日常生活支援総合第1号通所事業所
(2) 事業の目的	本事業は、利用者の心身機能の維持向上並びに家族の身体的・精神的負担の軽減および社会的孤立感の解消を図ることを目的とします。
(3) 事業所名	社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会筑穂支所 保健福祉総合センター通所介護事業所
(4) 指定番号	4076100231
(5) 開設年月日	平成18年3月24日
(6) 所在地	福岡県飯塚市長尾911番地1
(7) 連絡先	電 話 番 号 0948-72-3153 ファックス番号 0948-72-5275
(8) 管理者の氏名	原 康 彦
(9) 利用定員	50名
(10) 営業日	月曜日から土曜日まで。
(11) 営業時間	午前8時30分から午後5時00分まで
(12) サービス提供時間	午前9時30分から午後4時
(13) 休業日	日曜日、12月31日から翌年1月3日まで
(14) 事故発生時及び緊急時の対応	サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な処置を講じます。
(15) 事業の実施地域	飯塚市、嘉麻市、桂川町
(16) 職員体制	管理者 1名（常勤） 生活相談員 1名以上（常勤）とし、業務の状況に応じて増員します。 介護職員 1名以上（常勤）とし、指定基準の定めにより増員します。 看護職員 1名以上（常勤）とし、業務の状況に応じて増員します。 機能訓練指導員 1名以上（常勤）とし、業務の状況に応じて増員します。
(17) 事業所の運営方針	①利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話および機能訓練等を行います。 ②事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村および地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者（法人）の概要

(1) 法人名	社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会
(2) 代表者名	会長 渡辺 康臣
(3) 法人所在地	福岡県飯塚市柏の森956-4
(4) 連絡先	電 話 番 号 0948-23-2210 ファックス番号 0948-23-2262
(5) 法人の他の事業	① 特別養護老人ホーム筑穂桜の園（診療所を含む）の経営 ② 訪問介護事業の経営（総合事業を含む） ③ 居宅介護支援等事業の経営 ④ 通所介護事業の経営（総合事業を含む） ⑤ 地域包括支援センター事業 ⑥ ヤングケアラー訪問支援事業 ⑦ 認定調査事業（要介護・障害支援区分） ⑧ 障害福祉サービス事業の経営 ⑨ 障害児通所支援事業の経営 ⑩ 障害者相談支援事業の経営 ⑪ 地域支援事業 ⑫ 留学生受入事業 ⑬ 介護予防支援事業 ⑭ その他この法人の目的のため必要な事業

3. サービス内容

- (1) 食事
- (2) 入浴
- (3) 排泄
- (4) 送迎
- (5) 健康チェック
- (6) 機能訓練
- (7) レクリエーション
- (8) 生活指導
- (9) 運動器機能向上訓練
- (10) 口腔機能向上訓練

4. 利用者負担金

- (1) 利用料金については別表利用料金表のとおりです。
- (2) 利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護報酬を受け取ることができない場合は、介護報酬相当額をお支払いいただくこととなります。この場合、事業所が発行しますサービス提供証明書をお住まいの行政窓口に提出いただきますと、全額払い戻しを受けることができます。
- (3) その他の費用
 - ① 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対してサービスを提供する場合の交通費。（通常の事業実施地域を越えた地点から片道距離1 kmにつき10円）
 - ② 利用者の選定により、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業に通常要する時間を超えるサービスを利用する場合の、通常の通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業に係る居宅介護サービス費用基準額または

居宅介護サービス費用基準額を超える費用。

③その他通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業において提供される援助のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

(3) 利用者負担金の支払方法

口座振替を原則とし、その他の方法による場合は利用者と事業所が協議の上決定します。

(4) 領収書の発行

事業所は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 伝染性疾患、慢性疾患等患者で、特別の注意が必要な利用者は、管理者に対しあらかじめ申し出てください。

(2) 指定された日に利用できなくなった利用者は、当日の9時までに事業所へ連絡してください。

(3) 入浴サービスを利用する際は、本人の健康状態に基づく看護師の指示に従わなければなりません。また、でき得る限り利用者自らがその健康状態の把握に努めてください。

(4) 送迎等のサービス提供時、犬等のペットの放し飼いは介護の妨げになりますので、安全な場所での管理をお願いいたします。

また、万が一、ペットにより職員が負傷した場合は、治療費をご請求させていただく場合があります。

6. キャンセル料

サービス利用をキャンセルされる時、利用日当日の午前9時までに連絡がなかった場合、送迎代・食事代相当額をキャンセル料としていただきます。

7. 相談窓口・苦情対応

(1) 事業所窓口	担当者 原 康彦 連絡先 電話番号 0948-72-3153 FAX 0948-72-5275 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
(2) 保険者窓口	①飯塚市役所 介護保険課事業所係 連絡先 電話番号 0948-22-5500 (代) FAX 0948-25-6214 ② 嘉麻市市役所 高齢者介護課 連絡先 電話番号 0948-42-7432 (代) FAX 0948-42-7093 ③福岡県介護保険広域連合田川・桂川支部 連絡先 電話番号 0948-65-1151 FAX 0948-65-4405
(3) 国民保険団体連合会窓口	福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護保険係 連絡先 電話番号 092-642-7859 FAX 092-642-7857

8. その他

事業所では、利用者の身体や財物に損害を与えた場合に備えて、在宅福祉サービス総合補償（契約者：社会福祉法人全国社会福祉協議会、引受保険会社：日本興亜損害保険株式会社）

に加入しています。

9. 第三者委員について

(1) 第三者委員とは、サービス利用者と施設の間に入って、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。

(人権擁護委員) 福岡法務局飯塚支局 飯塚人権擁護委員協議会 0948-22-1580

(行政相談員) 飯塚市市民協働部人権・同和政策課人権・同和対策係 0948-22-5500

(2) 福祉サービス第三者評価事業について

福祉サービス第三者評価事業とは、福祉サービスの質の向上を目的として設けられた制度です。

令和 年度 (実施 未実施)

【説明確認欄】

令和 年 月 日

通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業サービスの提供開始に際して、本書面にもとづき重要事項の説明を行いました。

事業所名 社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会筑穂支所
保健福祉総合センター通所介護事業所

事業所の所在地 福岡県飯塚市長尾911番地1

説明者 _____ 印

私は、本書面にもとづき事業所から重要事項の説明を受け、通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

家族及び代理人 住所 _____

(利用者との続柄)

氏名 _____ (続柄: _____)

附則 この説明書は平成29年4月1日より施行する。
附則 この説明書は平成30年4月1日より施行する。
附則 この説明書は平成30年8月1日より施行する。
附則 この説明書は平成30年9月1日より施行する。
附則 この説明書は平成31年4月1日より施行する。
附則 この説明書は令和2年 4月1日より施行する。
附則 この説明書は令和2年12月1日より施行する。
附則 この説明書は令和3年 2月1日より施行する。
附則 この説明書は令和3年 4月1日より施行する。
附則 この説明書は令和3年 6月25日より施行する。
附則 この説明書は令和4年 4月1日より施行する。
附則 この説明書は令和4年 10月1日より施行する。
附則 この説明書は令和4年 10月14日より施行する。
附則 この説明書は令和5年 4月1日より施行する。
附則 この説明書は令和6年 4月1日より施行する。